

該当箇所	旧表記	新表記	内容
第1条 (定義)	<p>2.「会員」とは、本約款および第2条第2項に定める本細則を承認の上、本約款第4条に定める方法で本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様をいいます。</p> <p>8.「固定料金」とは、本サービスの利用時間によらず毎月生じる料金をいいます。</p> <p>9.「利用料金」とは、本サービスの利用時間によって生じる料金をいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>12.「利用時間」とは、会員がカーシェアリング車両を予約した際の借受開始日時から貸渡契約が終了した時間の差により算出される時間をいいます。利用時間は、当社が料金表にて定める課金単位時間を下回る場合は切り上げます。</p> <p>13.「借受時間」とは、会員がカーシェアリング車両を借り受けている時間をいいます。</p>	<p>2.「会員」とは、本約款および第2条第2項に定める本細則を承認の上、本約款第4条に定める方法で本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認し、会員資格を有しているお客様をいいます。</p> <p>8.「固定料金」とは、本サービスの利用料金を算出時間によらず毎月生じる料金をいいます。</p> <p>9.「利用料金」とは、本サービスの利用料金を算出時間によって生じる料金をいいます。</p> <p>12.「借受予定時間」とは会員がカーシェアリング車両を予約した際の借受開始日時から借受終了日時までの期間のことをいいます。</p> <p>13.「利用料金算出時間」とは、会員がカーシェアリング車両を予約した際の借受開始日時から貸渡契約が終了した時間の差により算出される時間をいいます。利用料金を算出時間は、当社が料金表にて定める課金単位時間を下回る場合は切り上げます。</p> <p>14.「利用時間」とは、会員がカーシェアリング車両を実際に借り受けている時間をいいます。</p> <p>(以下、項が繰り下がります)</p>	<p>会員の定義がより明確になるよう修正いたしました。</p> <p>文書を簡潔に理解しやすくするため、文言の定義を修正いたしました。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
第6条 (有効期限)	<p>会員の会員資格の有効期限は当社の入会承認後1年間とし、1年毎に自動更新されるものとします。</p>	<p>会員の会員資格の有効期限は当社の入会承認後1年間とし、当社もしくは会員の側から申し出が無い場合は1年毎に自動更新されるものとします。</p>	<p>実態に合わせて修正いたしました。</p>
第8条 (会員資格の停止および取消)	<p>1.当社は、会員が以下の各号の一つにでも該当するときは、事前の通知または催告なく、会員資格の停止および取消を行うことができるものとします。</p> <p>1.(ウ)他の会員または第三者に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた物品の持ち去り、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれに限られません)を行った当社が判断したとき</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1.当社は、会員が以下の各号のいずれか一つにでも該当するときは、事前の通知または催告なく、会員資格の停止および取消を行うことができるものとします。</p> <p>1.(ウ)他の会員または第三者に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた物品の持ち去り、延滞、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれに限られません)を行った当社が判断したとき</p> <p>1.(ウ2)カーシェアリング車両を用いて、道路運送法第4条に違反する、送迎サービスを提供し対価として金銭を徴収する行為を行った当社が確認したとき</p> <p>1.(ウ3)カーシェアリング車両を用いて、違法行為を行った、または、行う可能性があると当社が判断したとき</p> <p>(以下、項が繰り下がります)</p>	<p>文書を明確にするため修正いたしました。</p> <p>備品の破壊に関する取扱いを明確にするため修正いたしました。</p> <p>道路運送法第4条に違反する行為の取扱いを明確にするため、修正いたしました。</p> <p>法律に違反する行為の取扱いを明確にするため、修正いたしました。</p>
第9条 (保証事項)	<p>1.(イ)予約した会員以外の人にカーシェアリング車両を運転させないこと</p> <p>(新設)</p>	<p>1.(イ)予約した会員以外の者にカーシェアリング車両を運転させないこと</p> <p>1.(ウ)体調不良等の運転に支障のある座席等が一切ないこと</p> <p>(以下、項が繰り下がります)</p>	<p>語彙の修正</p> <p>体調不良等に関する取扱いを明確にするため、修正いたしました。</p>
第11条 (会員資格喪失後の取扱い)	<p>1.会員が会員資格を喪失した場合、その理由の如何にかかわらず、当社は会員に対し、本サービス利用料その他の費用を返還しないものとします。また、当社は、会員資格の喪失により、既に貸渡したカーシェアリング車両の本サービス利用料および既に発生しているその他の費用の請求または損害賠償請求権を放棄するものではありません。</p>	<p>1.会員が会員資格を喪失した場合、その理由の如何にかかわらず、当社は会員に対し、本サービス利用料その他の費用を返還しないものとします。また、当社は、会員資格の喪失により、既に貸渡したカーシェアリング車両の本サービス利用料および既に発生しているその他の費用の請求または損害賠償請求権を放棄するものではありません。</p>	<p>脱字の修正</p>
第12条 (予約申込)	<p>4.会員は、前項の予約申込の取消または借受条件の変更を行うときは、借受開始日時までにこれを行わなければならないものとします。借受開始日時までに予約申込の取消または借受条件の変更の手続きが行われなかった場合は、会員は借受予定料の全額を当社に対して支払うものとします。</p> <p>7.当社は、自治体等の団体の取り決めに従い、カーシェアリング車両を天災等による停電発生時の非常用電源として用いることがあります。その場合、既に予約がされている場合であっても、当社は予約を取消することができるものとします。</p>	<p>4.会員は、前項の予約申込の取消または借受条件の変更を行うときは、借受開始日時までにこれを行わなければならないものとします。借受開始日時までに予約申込の取消または借受条件の変更の手続きが行われなかった場合は、会員は利用料金を全額を当社に対して支払うものとします。</p> <p>7.当社は、自治体等の団体の取り決めに従い、カーシェアリング車両を天災等による停電発生時の非常用電源として用いることがあります。その場合、既に予約が確認されている場合であっても、当社は当社の判断で会員の承諾を得ることなく予約を取消することができるものとします。</p>	<p>文書を明確にするため修正いたしました。</p> <p>利用実態に合わせ、文書を明確にするため修正いたしました。</p>
第14条 (貸渡契約の終了)	<p>1.会員は、借受時間中であっても、当社の承諾を得て貸渡契約を終了することができます。</p> <p>2.借受時間内において天災地変その他の不可抗力の事由(当社および会員のいずれの責にも帰すことのできない事由により生じた故障等も含みます)により、カーシェアリング車両が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、会員は、当社に対して、当該貸渡契約終了時刻以降の本サービス利用料等を支払うことを要しないものとします。</p> <p>4.借受時間内において、会員の責に帰すべき事故(対人、対物、自損を含む全ての事故をいいます。以下同じとします)、故障、盗難その他会員の責に帰すべき事由によって、カーシェアリング車両が使用不能となった場合、会員は当該事由の発生に当社にただちに連絡しなければならず、貸渡契約はその時点をもって終了するものとします。この場合、実際にカーシェアリング車両を使用した時間にかかわらず、会員は当社に対して貸渡契約終了までの本サービス利用料を支払うものとします。</p> <p>7.会員が借受時間中に、カーシェアリング車両を私有地その他駐停車が認められていない場所に無断で駐停車し、当社が土地の所有者や警察等からカーシェアリング車両の移動を求められた場合であっても、当社が土地に会員による当該車両の移動が困難であると判断したときは、当社は当該車両を移動または回収することができるものとします。この場合、当社が当該車両を移動または回収した時点で貸渡契約は終了するものとします。会員は当社が当該車両を移動または回収した時点で貸渡契約は終了するものとします。なお、当社がカーシェアリング車両を探索に要した費用および移動または回収等に要した費用は会員に請求できるものとします。</p>	<p>1.会員は、利用時間中であっても、当社の承諾を得て貸渡契約を終了することができます。</p> <p>2.利用時間内において天災地変その他の不可抗力の事由(当社および会員のいずれの責にも帰すことのできない事由により生じた故障等も含みます)により、カーシェアリング車両が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、会員は、当社に対して、当該貸渡契約終了時刻以降の本サービス利用料等を支払うことを要しないものとします。</p> <p>4.利用時間内において、会員の責に帰すべき事故(対人、対物、自損を含む全ての事故をいいます。以下同じとします)、故障、盗難その他会員の責に帰すべき事由によって、カーシェアリング車両が使用不能となった場合、会員は当該事由の発生に当社にただちに連絡しなければならず、貸渡契約はその時点をもって終了するものとします。この場合、実際にカーシェアリング車両を使用した時間にかかわらず、会員は当社に対して貸渡契約終了までの本サービス利用料を支払うものとします。</p> <p>7.会員が利用時間中に、カーシェアリング車両を私有地その他駐停車が認められていない場所に無断で駐停車し、当社が土地の所有者や警察等からカーシェアリング車両の移動を求められた場合であっても、当社が土地に会員による当該車両の移動が困難であると判断したときは、当社は当該車両を移動または回収することができるものとします。この場合、当社が当該車両を移動または回収した時点で貸渡契約は終了するものとします。会員は当社が当該車両を探索に要した費用、移動または回収等に要した費用および修理サービスを開始するまでに要した時間の利用料相当額を会員に請求できるものとします。</p>	<p>第1条の変更に合わせて修正いたしました。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>第1条の変更に合わせて修正いたしました。</p>
第15条 (返還)	<p>3.会員は、第34条第1項の場合または当社が承諾した場合を除き、借受時間を延長したときは、当初の本サービス利用料の他に、料金表に定める超過料金を当社に対して支払うものとします。ただし、借受時間終了前に当社所定の方法で延長利用手続をした場合は、この限りではありません。</p> <p>4.会員は、カーシェアリング車両の返還にあたり、電池残量および通常の使用による磨耗を除き、借り受けた時の状態と返還するものとし、会員の責に帰すべき事由によってカーシェアリング車両の汚損、損傷、備品の汚損、盗難、損失等が発生した場合には、カーシェアリング車両を借り受けた時の状態に回復するために要する一切の費用は会員が負担するものとします。</p>	<p>3.会員は、第34条第1項の場合または当社が承諾した場合を除き、借受予定時間を延長したときは、当初の本サービス利用料の他に、料金表に定める超過料金を当社に対して支払うものとします。ただし、借受予定時間終了前に当社所定の方法で延長利用手続をした場合は、この限りではありません。</p> <p>4.会員は、カーシェアリング車両の返還にあたり、電池残量および通常の使用による磨耗を除き、借り受けた時の状態と返還するものとし、会員の責に帰すべき事由によってカーシェアリング車両の汚損、損傷、備品の汚損、盗難、損失等が発生した場合には、カーシェアリング車両を借り受けた時の状態に回復するために要する一切の費用は会員が負担するものとします。</p>	<p>第1条の変更に合わせて修正いたしました。</p> <p>備品の汚損、損傷に関する取扱いを明確にするため修正いたしました。</p>
第16条 (残置物の取扱い)	<p>4.当社は、会員からの受託によらずカーシェアリング車両から残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。ただし、財産的価値がなく、かつ継続的に保管することが困難な残置物については、以下の各号によらずに当社に廃棄することができるものとします。(ア)財産的価値のない残置物、または、腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて3日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。(イ)運転免許証、パスポート、クレジットカード(E T Cカードを含み、以下同じとします)、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話および宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名および住所が判明した場合には当該所有者(クレジットカードについては発行会社)に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名および住所が判明しなかったときは、または所有者から引取りの申出がないときは廃棄します。(ウ)法律によって所持が禁じられている銃砲、刀剣類、薬物その他の物については、ただちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。(エ)上記(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から1か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。(オ)当社は、本項の規定に従って残置物を廃棄したことによって会員または同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。</p>	<p>4.当社は、会員からの受託によらずカーシェアリング車両から残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。ただし、財産的価値がなく、かつ継続的に保管することが困難な残置物については、以下の各号によらずに当社に廃棄することができるものとします。また、当社が残置物を廃棄したときは、会員が当該会員の残置物の廃棄に要した費用を当社に支払うものとします。(ア)財産的価値のない残置物、または、腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて3日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。(イ)運転免許証、パスポート、クレジットカード(E T Cカードを含み、以下同じとします)、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話および宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名および住所が判明した場合には当該所有者(クレジットカードについては発行会社)に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名および住所が判明しなかったときは、または所有者から引取りの申出がないときは廃棄します。(ウ)法律によって所持が禁じられている銃砲、刀剣類、薬物その他の物については、ただちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。(エ)上記(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から1か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。(オ)当社は、本項の規定に従って残置物を廃棄したことによって会員または同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。</p>	<p>残置物の廃棄を行う場合の費用負担に関して明確にするため、修正いたしました。</p>
第17条 (所在地以外への返還)	<p>会員が当社の承諾なく、第15条第1項に定める返還場所以外の場所にカーシェアリング車両を返した場合は、会員は当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、カーシェアリング車両の回収・移動に要した費用を負担するものとします。</p>	<p>会員が当社の承諾なく、第15条第1項に定める返還場所以外の場所にカーシェアリング車両を返した場合は、会員は当社に与えた損害、(借受利息その他当社に生じた損害を含みますがこれに限られません)について賠償する責任を負うほか、カーシェアリング車両の回収・移動に要した費用を負担するものとします。</p>	<p>損害の内容に関して明確にするため、修正いたしました。</p>
第18条 (カーシェアリング車両が返還されない場合の措置)	<p>1.当社は、借受時間満了時から12時間を経過しても会員がカーシェアリング車両を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、または会員が所在不明となる等の理由によりカーシェアリング車両が乗り逃げされたとき、または会員に対し申告を行う等の法的手続きをとる他、他のカーシェアリング事業者に会員の登録情報等を報告する等の措置を取ることができるものとします。また、これらの場合に貸渡契約を終了させることができます。</p>	<p>1.当社は、借受予定時間満了時から12時間を経過しても会員がカーシェアリング車両を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、または会員が所在不明となる等の理由によりカーシェアリング車両が乗り逃げされたとき、または会員に対し申告を行う等の法的手続きをとる他、他のカーシェアリング事業者に会員の登録情報等を報告する等の措置を取ることができるものとします。また、これらの場合に貸渡契約を終了させることができます。</p>	<p>実態に合わせて修正いたしました。</p>
第21条 (充電)	<p>1.(エ)借受時の充電状態が満充電とは限らず、借受時間中に充電が必要となる可能性があることに承諾すること。また、その場合の充電に要する時間も借受時間に含まれることを承諾すること</p> <p>1.(カ)借受時間中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用を会員が負担すること</p>	<p>1.(エ)借受時の充電状態が満充電とは限らず、利用時間中に充電が必要となる可能性があることに承諾すること。また、その場合の充電に要する時間も利用時間に含まれることを承諾すること</p> <p>1.(カ)利用時間中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用を会員が負担すること</p>	<p>第1条の変更に合わせて修正いたしました。</p> <p>同上</p>

第22条 (利用料金)	2.利用料金は利用時間を元に算出されます。なお、会員が予約取り消しをせず、カーシェアリング車両を利用しなかった場合は、予約時に設定した借受時間分の利用料金を請求します。	2.利用料金は利用料金算出時間を元に算出されます。なお、会員が予約取り消しをせず、カーシェアリング車両を利用しなかった場合は、予約時に設定した借受時間分の利用料金を請求します。	同上
第26条 (日常点検整備)	1.会員は、 <u>借受開始中</u> 、借り受けたカーシェアリング車両について、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施するものとします。	1.会員は、 <u>利用時間中</u> 、借り受けたカーシェアリング車両について、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施するものとします。	同上
第27条 (会員の管理責任)	3.前二項に定める管理責任は、カーシェアリング車両の <u>借受開始手続が完了</u> したときに始まり、 <u>返還手続が完了</u> したときに終わるものとします。	3.前二項に定める管理責任は、カーシェアリング車両の <u>貸渡契約が開始</u> したときに始まり、 <u>貸渡契約が終了</u> したときに終わるものとします。	文意を明確にするため修正いたします
第28条 (駐車違反および速度違反の場合の措置等)	1.会員が <u>借受時間中</u> にカーシェアリング車両に関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、ただちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」といいます)に出現して、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」といいます)ものとします。 2.当社は、警察からカーシェアリング車両の違法駐車連絡を受けたときは、会員に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時または当社の指示するときに管轄警察署に出現して違反処理を行うよう指示するものとします。なお、会員がこれらの指示に従わない場合、またはカーシェアリング車両が警察により移動された場合には、当社は何らの通知催告をすることなく貸渡契約を解約し、カーシェアリング車両を引き取るものとします。 4.当社は違反処理の完了が確認できない場合、カーシェアリング車両の返還を拒否する場合があります。その場合において、カーシェアリング車両の返還が借受時間を超えた場合は、会員は当該超過部分に係る超過料金を支払うものとします。 5.警察又は又は当該府県公安委員会から当社に対し違法駐車連絡を受けた場合、当社は会員に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求められます。なお、会員が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、会員が違反処理を行った場合は、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を差し引いた金額を会員に <u>返還</u> するものとします。	1.会員が <u>利用時間中</u> にカーシェアリング車両に関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、ただちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」といいます)に出現して、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」といいます)ものとします。 2.当社は、警察からカーシェアリング車両の違法駐車連絡を受けたときは、会員に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時または当社の指示するときに管轄警察署に出現して違反処理を行うよう指示するものとします。なお、会員がこれらの指示に従わない場合、またはカーシェアリング車両が警察により移動された場合には、当社は何らの通知催告をすることなく貸渡契約を解約し、カーシェアリング車両を引き取るものとします。 4.当社は違反処理の完了が確認できない場合、カーシェアリング車両の返還を拒否する場合があります。その場合において、カーシェアリング車両の返還が借受時間を超えた場合は、会員は当該超過部分に係る超過料金を支払うものとします。 5.警察又はまたは当該府県公安委員会から当社に対し違法駐車連絡を受けた場合、当社は会員に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求められます。なお、会員が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、会員が違反処理を行った場合は、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を差し引いた金額を会員に <u>返還</u> するものとします。	第1条の変更に合わせて修正いたします
第29条 (事故処理)	1.会員は、 <u>借受時間中</u> にカーシェアリング車両に係る事故が発生したときは、ただちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。	1.会員は、 <u>利用時間中</u> にカーシェアリング車両に係る事故が発生したときは、ただちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。	第1条の変更に合わせて修正いたします
第30条 (盗難)	会員は、 <u>借受時間中</u> にカーシェアリング車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。	会員は、 <u>利用時間中</u> にカーシェアリング車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。	同上
第31条 (故障・汚損・臭気による措置等)	1.会員は、 <u>借受時間中</u> にカーシェアリング車両の異常または故障を発見したときは、ただちに運転を中止し、当社所定の連絡先に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。 2.前項の異常もしくは故障またはカーシェアリング車両の汚損・臭気(タバコ・石油類等によるものを含みますがこれに限られません)が、会員の責に帰すべき事由によるものである場合、当社が当該カーシェアリング車両を利用できないことによる損害については、料金表に定める営業補償の一部(ノンオペレーションチャージ)によるものと、会員はただちにこれを支払うものとします。また、会員は、カーシェアリング車両の引き取りおよび修理等の原状回復に要する費用を負担するものとします。 3.当社は、カーシェアリング車両の貸渡前に存した瑕疵によりカーシェアリング車両が使用不能となった場合は、 <u>サービス利用料</u> を請求しないものとします。 4.会員は、当社が第25条に定める定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりカーシェアリング車両を使用できなかった場合、これにより生ずる損害(<u>借受時間中</u> の故障等)に代る代替交通手段を利用した場合の費用も含みます)について当社に責任を問わないものとします。	1.会員は、 <u>利用時間中</u> にカーシェアリング車両の異常または故障を発見したときは、ただちに運転を中止し、当社所定の連絡先に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。 2.前項の異常もしくは故障またはカーシェアリング車両 <u>および商品の破損</u> ・汚損・臭気(タバコ・石油類等によるものを含みますがこれに限られません)が、会員の責に帰すべき事由によるものである場合、当社が当該カーシェアリング車両を利用できないことによる損害については、料金表に定める営業補償の一部(ノンオペレーションチャージ)によるものと、会員はただちにこれを支払うものとします。また、会員は、カーシェアリング車両の引き取りおよび <u>カーシェアリング車両および商品の修理等</u> の原状回復に要する費用を負担するものとします。 3.当社は、カーシェアリング車両の貸渡前に存した瑕疵によりカーシェアリング車両が使用不能となった場合は、当該予約に関する <u>利用料金</u> を請求しないものとします。 4.会員は、当社が第25条に定める定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりカーシェアリング車両を使用できなかった場合、これにより生ずる損害(<u>利用時間中</u> の故障等)に伴い他の代替交通手段を利用した場合の費用も含みます)について当社に責任を問わないものとします。	第1条の変更に合わせて修正いたします 商品の破損に関する取扱いを明確にするため修正いたします
第32条 (賠償責任)	2.前項に定めるほか、第14条第4項によって貸渡契約が終了した場合は会員がカーシェアリング車両に損害等を与えた場合、会員は当社に対して、料金表に基づき、営業補償の一部(ノンオペレーションチャージ)を支払うものとします。なお、会員が希望する場合、貸渡契約の予約時に、上記の営業補償を免除するサービスを利用することができます。	2.前項に定めるほか、第14条第4項によって貸渡契約が終了した場合はまたは会員がカーシェアリング車両 <u>および商品</u> に損害等を与えた場合、会員は当社に対して、料金表に基づき、営業補償の一部(ノンオペレーションチャージ)を支払うものとします。なお、会員が希望する場合、貸渡契約の予約時に、上記の営業補償を免除するサービスを利用することができます。	第1条の変更に合わせて修正いたします
第33条 (補償)	1.会員がカーシェアリング車両の利用中の自動車事故について賠償責任を負うときは、当社がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金または補償金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金または補償金は給付されません。 (ア)対人補償：1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険も含みます) (イ)対物補償：1事故につき無制限(免責額0万円) (ウ)車両補償：1事故限度額時価額(免責額0万円) (エ)人身傷害補償：1名につき5,000万円まで 【保険約款の免責事由】 (ア)無免許運転による事故である場合 (イ)故意又は重大な過失による事故である場合 (ウ)脳疾患・疾病・心身喪失による事故である場合 (エ)酒気帯び運転による事故である場合	1.会員がカーシェアリング車両の利用中の自動車事故について賠償責任を負うときは、当社がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約 <u>および当社が定める補償制度</u> により、次の限度内の保険金または補償金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金または補償金は給付されません。 (ア)対人補償：1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険も含みます) (イ)対物補償：1事故につき無制限(免責額0万円) (ウ)車両補償：1事故限度額時価額(免責額0万円) <u>※料金表に定める安心レポートに加入した貸渡契約に関しては、車両補償の免責額を0万円として取り扱います。</u> (エ)人身傷害補償：1名につき5,000万円まで 【保険約款の免責事由】 (ア)無免許運転による事故である場合 (イ)故意又は重大な過失による事故である場合 (ウ)脳疾患・疾病・心身喪失による事故である場合 (エ)酒気帯び運転による事故である場合	文意を明確にするため修正いたします 車両補償の免責額を修正いたします
第34条 (不可抗力事由による免責)	1.当社は、会員の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、その他の不可抗力の事由により、会員が借受時間内にカーシェアリング車両を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。この場合、会員は、ただちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。	1.当社は、会員の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、その他の不可抗力の事由により、会員が借受時間内にカーシェアリング車両を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。この場合、会員は、ただちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。	第1条の変更に合わせて修正いたします
第35条 (利用枠について)	1.当社は、企業等の特定の団体(以下「利用枠利用団体」といいます)に対して、特定の曜日・時間帯(以下「利用枠」といいます)に関して、当該団体が許可した会員(以下「利用枠利用会員」といいます)のみカーシェアリング車両を利用することを許可することがあります。 2.利用枠は、利用枠利用団体が当社所定の形式に従い、希望の曜日・時間帯を当社に対して申請し、当社が承諾することで設定されます。利用枠が設定された場合、利用枠利用会員以外の会員は、利用枠の間はカーシェアリング車両を予約することはできません。 4.利用枠利用会員が利用枠とそれ以外の時間帯に跨る <u>借受時間</u> にてカーシェアリング車両を利用する場合は、利用枠の終了時間と貸渡契約が終了した時間の差分を利用料金算出時間とみなして算出される利用料金を、利用枠利用会員 <u>は</u> 当社に対して支払うものとします。	1.当社は、 <u>特定の車両</u> について企業等の特定の団体(以下「利用枠利用団体」といいます)に対して、特定の曜日・時間帯(以下「利用枠」といいます)に関して、当該団体が許可した会員(以下「利用枠利用会員」といいます)のみカーシェアリング車両を利用することを許可することがあります。 2.利用枠は、利用枠利用団体が当社所定の形式に従い、希望の曜日・時間帯を当社に対して申請し、当社が承諾することで設定されます。利用枠が設定された場合、利用枠利用会員以外の会員は、利用枠の間は <u>当該</u> カーシェアリング車両を予約することはできません。 4.利用枠利用会員が利用枠とそれ以外の時間帯に跨る <u>利用時間</u> にてカーシェアリング車両を利用する場合は、利用枠の終了時間と貸渡契約が終了した時間の差分を利用料金算出時間とみなして算出される利用料金を、利用枠利用会員 <u>は</u> 当社に対して支払うものとします。	文意を明確にするため修正いたします 前項の変更に合わせて修正いたします 第1条の変更に合わせて修正いたします